［号を削る。］	二　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令第八条に規定する短縮の期間を記載した通知書（以下この号において「期間の短縮通知書」という。）が交付された場合　届出受理証及び期間の短縮通知書
［二～七　略］	［三～八　同上］
3　［略］	3　［同上］
（本人確認記録の作成方法）	（本人確認記録の作成方法）
第八条の三　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。	**第八条の三**　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
一　本人確認記録（次号に規定する添付資料を含む。第十二条の六第一項において同じ。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法	一　本人確認記録（次号に規定する添付資料を含む。第十二条の六第一項において同じ。）を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法
二　［略］	二　［同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の表記は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。